

神戸市と株式会社創造学園との連携協力に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と株式会社創造学園（以下「乙」という。）は、経済的事情等により学校内外での学習機会を十分に得られていない中学生を対象とした学習支援事業の実施における連携に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互協力のもと、経済的事情等により学校内外での学習機会を十分に得られていない中学生を対象とした学習支援を実施運営する地域団体（以下「実施運営団体」という。）を支援し、地域福祉を増進することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲と乙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携協力する。

- （1）実施運営団体が行う教室運営に関する支援
- （2）その他目的達成のため必要な事項に関すること

（実施条件の決定）

第3条 事業の実施に関わる具体的な条件、方法等については、甲乙双方が必要に応じて個々に協議し、決定する。

（経費の負担）

第4条 本協定に基づく甲及び乙の活動に要する費用は、甲及び乙の各々の負担とする。

（協定の有効期間）

第5条 この協定は、締結の日から効力を生じる。

- 2 協定の有効期間は、令和4年3月31日までとし、次年度予算の議決をもって本事業の継続が決定した場合には、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。
- 3 甲又は乙のいずれかが、本協定の解除を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定を通じて得た相手方の情報を、相手方の承諾なく、本協定の目的以外に使用し、又は第三者に開示、漏洩してはならないものとする。

- 2 乙は本協定を通じて得た、学習支援を実施運営する地域団体及びその対象者である中学生に関する情報を、本協定の目的以外に使用し、又は第三者に開示、漏洩してはならないものとする。ただし、開示される以前に公知であった情報についてはこの限りでない。

3 前二項の定めは、本協定終了後もなお有効に存続するものとする。

(権利・義務の移転)

第7条 甲及び乙は、本協定上の地位又は本協定に基づき相手方に対して有する権利若しくは相手方に対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(疑義の決定等)

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。また、甲又は乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ変更を行う。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙において押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年6月16日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造

神戸市中央区下山手通4-2-7

乙 株式会社 創造学園

代表者 代表取締役社長 勝野 哲也